

議案第20号

播磨内陸医務事業組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年4月1日付けで播磨内陸医務事業組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和47年播内規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1） 播磨看護専門学校を設置及び管理運営に関する事務
- （2） 播磨看護専門学校の学生を対象とした修学資金の貸与に関する事務

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成23年4月1日から播磨内陸医務事業組合において、播磨内陸医務事業組合立播磨看護専門学校^{（注）}の学生を対象とした修学資金の貸与に関する事務を行うことに伴い、播磨内陸医務事業組合の共同処理する事務及び播磨内陸医務事業組合規約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの。